

泉大津市、泉大津商工会議所及び池田泉州銀行の 産業振興連携協力に関する協定書

泉大津市（以下「甲」という。）と泉大津商工会議所（以下「乙」という。）及び株式会社池田泉州銀行（以下「丙」という。）は、次のとおり、泉大津市の地域経済の持続的な発展及び地域住民へのサービス向上に向けて連携協力するための協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙及び丙が地域振興、産業振興等の分野において、相互の人的、知的資源の活用と交流を図り、有意義と認められる諸事業を連携協力して行うことにより、泉大津市の地域経済の発展及び地域住民へのサービスの向上に資することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲と乙及び丙は、前条の目的を達成するため次の事項について連携し協力し、その具体的な内容については別途協議の上、定める。

- (1) 地域産業の振興に関する事項
- (2) 商工業等の振興に関する事項
- (3) 臨海部の振興に関する事項
- (4) 創業、新事業創出に関する事項
- (5) 地域活性化に伴う雇用促進就労支援に関する事項
- (6) その他、三者が必要と認める産業振興・地域活性化に関する事項

（連絡協議会の設置）

第3条 甲、乙及び丙は、本協定を実施するため連絡協議会を設置する。

（協定の有効期間）

第4条 本協定書の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から3か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも意義の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（秘密保持義務）

第5条 甲、乙及び丙は、本協定書に基づき提供された秘密である旨の表示がなされた情報（以下「秘密情報」という。）を極秘に保ち、第1条の目的の為にのみ使用することとし、他の目的には使用しないものとする。ただし、秘密情報には次のものは含まれないものとする。

- (1) 相手方から情報開示されたときに既に公知となっていたもの、又は相手方による情報開示後自らの故意若しくは過失によらずして公知となったもの。
 - (2) 相手方から情報開示されたときに既に保有していたもの、又は相手方による情報開示後、当該情報を開示する正当な権限を有する第三者から受領したもの。
 - (3) 相手方からの情報開示後に相手方から受領した情報によることなく独立して開発したもの。
 - (4) 法令により情報開示を求められたもの。
 - (5) 法令上守秘義務を負う者（官公庁、日本銀行及び証券取引所の役職員、弁護士及び公認会計士等）に情報開示を求められたもの。
- 2 甲、乙及び丙は、本協定に基づく事業内容についても極秘に保持するものとし、相手方の事前承諾のない限り第三者に開示してはならない。
- 3 甲、乙及び丙は、本協定が第4条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前2項による秘密保持の義務を負うものとする。

（協議）

第6条 協力の形態、協力による成果の利用条件その他本協定に定めのない事項又は変更を必要とする事項については、甲、乙、丙協議の上、これを決定する。

本協定を締結したことを証するため、本協定書を3通作成し、甲、乙及び丙署名捺印の上、おのおの1通を保有する。

平成27年5月28日

甲 大阪府泉大津市東雲町9番12号
泉大津市

市長 伊藤 晴彦

乙 大阪府泉大津市田中町10番7号
泉大津商工会議所

会頭 澤田 隆生

丙 大阪府大阪市北区茶屋町 18番14号
株式会社池田泉州銀行

頭取 藤田 博久